

接続約款変更認可申請書



東相制第 10-7044 号  
平成 23 年 1 月 21 日

総務大臣  
片山 善博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(31) (略)	(略)	(1)～(31) (略)	(略)
		(32) 接続料規則 第8条第2項ただし書きに係る 網使用料の補正	2 (料金額) 2-1 (端末回線伝送機能) 2-1-1 (基本額) 2-1-1-1 (基本料) 第3欄ウ欄、工欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、第9欄、2-1-1-2 (加算料) 第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、2-6の3 (イーサネットフレーム伝送機能)、2-13 (ルーティング伝送機能) 第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。 ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

2 料金額

2-1~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	406,619円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	289,444円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	391,659円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	467,279円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	529,070円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	583,414円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	631,376円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	675,082円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	715,596円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	752,920円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	788,115円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,066,669円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,272,885円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,442,932円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,589,575円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,721,324円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,841,372円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,951,846円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,054,873円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,151,517円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,914,773円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,481,226円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,950,873円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,358,819円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,723,150円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,056,630円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,363,515円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,650,188円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,920,904円		

2 料金額

2-1~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	267,083円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	121,292円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,147円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	195,859円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	221,778円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	244,577円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	264,702円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	283,045円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	300,050円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	315,719円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	330,496円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	447,516円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	534,230円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	605,792円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	667,548円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	723,066円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	773,681円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	820,285円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	863,769円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	904,579円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,227,559円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,468,090円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,668,066円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,842,192円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,998,046円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,140,975円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,272,763円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,396,082円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,512,717円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	229,503円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,550円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370,509円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	419,502円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	462,591円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500,619円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	535,273円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	567,396円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	596,989円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	624,894円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,751円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,009,248円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,144,067円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,260,329円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,364,781円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,459,955円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,547,538円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,629,216円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,705,833円
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,310,893円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,759,905円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,132,159円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,455,489円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,744,235円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,008,520円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,251,717円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,478,888円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,693,406円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,953円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,942円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,191円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,176円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,634円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,355円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	501,917円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,111円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	559,936円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,182円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	794,160円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	948,447円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,075,888円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,185,959円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,284,976円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,375,308円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,534円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,536,233円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,609,194円
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,187,999円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,620,734円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,981,618円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,296,706円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,579,423円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,839,242円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,079,321円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,304,399円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,517,633円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	2,167,778円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	1ポートごとに月額	6,347,962円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,385円	_____
		1秒ごとに	0.021679円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,610,655円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。）	1ポートごとに月額	5,458,333円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,422円	_____
		1秒ごとに	0.017112円	_____

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成23年4月1日から実施します。

（網使用料の調整）

2 当社は、この改正規定に係るルーティング伝送機能（料金表第1表第1（網使用料）2-13第1欄、第2欄及び第5欄に係るものに限りします。）について、平成21年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額を、この改正規定に係る網使用料の原価に加えて算定するものとします。